

令和3年11月理事会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月29日（月） 15時00分 ～ 15時51分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 神 山 浩 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 鳥 海 孝 治 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 北 原 省 治 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 古 川 大 |
| 同 | 安 原 三 紀 子 |
| 同 | 伊 藤 彰 久 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 松 本 吉 郎 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 田 中 伸 一 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 山 崎 章 一 |
- 4 議 題
- 1 審査支払新システムの稼働におけるシステム障害の状況
 - 2 議事
- 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の一部改正法施行に伴う支払基金連結情報提供業務関係業務方法書の策定等（案）
- ア 支払基金連結情報提供業務関係業務方法書の策定
- イ 支払基金連結情報提供関係特別会計規程の基本的事項の策定
- ウ 令和3事業年度支払基金連結情報提供関係特別会計予算、事業計画及び資金計画の策定
- エ 医療機関等情報化補助業務関係業務方法書の一部変更

オ 医療機関等情報化補助関係特別会計規程の基本的事項の一部変更

3 報告事項

- (1) 審査委員会規程（省令）の一部改正に伴う審査決定方法等
- (2) 基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰
- (3) 令和3事業年度保健医療情報会計収入支出変更予算の認可

4 定例報告

- (1) 令和3年9月審査分の審査状況
- (2) 令和3年10月審査分の特別審査委員会審査状況

5 議事内容

（理事長）

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、長尾理事、伊藤理事にお願いする。

また、本日は、被保険者代表の福田理事、診療担当者代表の遠藤理事が欠席である。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、14名の出席を確認しているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

初めに、審査支払新システムの稼働におけるシステム障害の状況についてご報告申し上げます。

新システムについては、9月から運用を開始し、障害の状況について報告をさせていただいているが、先月の理事会以降も障害が発生している。この後、詳しく説明させていただくが、先月の理事会以降、9件の障害が発生している。10月処理分では16件であったものが11月処理分としては1件になっており、次第に安定稼働に入りつつあると考えている。

この間、ご迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げます。障害の詳細については、事務局から報告をさせていただく。

-----事務局から資料説明-----

審査支払新システムの稼働におけるシステム障害の状況について、保険医療機関、保険薬局及び保険者等に影響を与えた障害の内容と対応状況等を説明。

(事務局)

先ほど理事長から説明させていただいたが、9月処理では51件の障害が発生し、10月処理は16件、11月処理は現在まで1件の障害の発生となっている。合計で68件のシステム障害が発生しているが、現時点で、審査支払システムの障害については、一旦、終息傾向にあると判断している。

9月から3か月間、新システムの障害の状況について理事会で報告しているが、11月処理の状況を踏まえ、理事会での報告については、今月の報告をもって、一旦区切りとさせていただき、終えることとさせていただきたいと考えている。

今後については、医療機関、保険者の皆様に影響のある大きな障害があった場合には、適宜、理事会にて報告させていただく。

これまでに発生した障害については、類似の機能や関連する機能のプログラムの改修を行っているが、引き続き、開発者と連携を図りながら、今後、障害を発生させることのないよう努めてまいる。

関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。改めてお詫び申し上げます。

(理事長)

それでは、ただいまの審査支払新システムの稼働におけるシステム障害の状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

スライド3の項番1と項番2-①と2-②のそれぞれ対応のところを見ると、項番2-②は改善予定ということになっているが、月末であり、11月もあと数日ということで、いつ対応予定なのかを確認させていただきたい。

(事務局)

項番2-②については、明日、11月30日には対応が終了する予定である。

(被保険者代表理事)

了解した。

(診療担当者代表理事)

対応されたということでいいのかもしれないが、この3つの件は、前もありましたけど、全部関連があって、問題があるという、一つ一つ別々ではなくて、全体的な流れとして問題があるという認識なのか。

(事務局)

今回の障害の関連性は、システムの的にはないと認識している。

全体として、システムの出来が良いか悪いかということになると別とは思いますが、個別の今回の3事例については、システムの原因を含め、対応については個別のものと理解している。

(診療担当者代表理事)

今後ないように、よろしく願います。

(事務局)

引き続き、誤りのないように対応させていただく。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

今回の新システムのリリースに当たっては、各種の統合テストや負荷テストといった様々なテストを実施した上でリリースしているが、テストに関する予算、あるいは準備期間の問題等があり、全てのテスト、データでテストをするということがなかなか難しい中でのリリースであったことから、こうした障害が発生していると認識している。

今回の障害の発生を検証し、今後、国保連合会と支払基金の審査支払システムを共同開発していくことになっているので、そういう中にしっかりと今回の反省を活かしていきたいと考えている。

先ほど事務局から申し上げたように、11月処理分に至って、新規の発生は1件にとどまっており、今後、医療機関、保険者の皆様にご迷惑をおかけするような障害が発生すれば、適宜報告をするということにさせていただきたいと思っている。

システムの運用については、引き続き、緊張感を持って最終的な安定稼働に向けて対応していきたいと思っている。

次の議事であるが、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正法施行に伴う支払基金連結情報提供業務関係業務方法書の策定等の案について、事務局から説明をさせていただく。

-----事務局から資料説明-----

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正法施行に伴う支払基金連結情報提供業務関係業務方法書の策定等（案）について、支払基金連結情報提供業務に係る業務方法書、特別会計規程の基本的事項、令和3事業年度特別会計予算、事業計画及び資金計画、医療機関等情報化補助業務関係の業務方法書、特別会計規程の基本的事項の一部変更の議決事項について説明。

（理事長）

それでは、ただいまの支払基金連結情報提供業務関係業務方法書の策定等の案について、質問、意見等があればご発言ください。

（被保険者代表理事）

議案書1の業務方法書の第5条に、支払基金は申請書が提出されたときは所要の事項が記載されていること等確認し、これを受理し、連結情報の提供を行うか否かを決定すると書いてあるが、この決定するということからすると、日本語的には判断が入るのではないかと思う。NDBも介護DBも今はその第三者提供は厚生労働省で判断をしている。合議制の会議体で非公開で議論をして、審査をしている、行政処分をしているということだと理解していた。NDBと介護DBの連結情報については、厚生労働省が今言ったような場を持って決めるのではなく、支払基金で決定をすると、判断して決定するということなのか。

これを議論したのは、平成元年の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」の国会審議で、連結情報を含めて、第三者提供についてかなり議論があって、「透明性の高いルールの下で提供の可否を判断すること」という附帯決議がついている。

もし、支払基金で判断するのであれば、附帯決議のようにないような気がする。

この決定するというのは、どういう意味なのかを教えてください。

（事務局）

まず1点目のNDBの第三者提供との関係について、今回のこの業務方法書については、NDBに関する第三者提供とは直接関係はない。ご指摘のNDB情報の提供可否に係る審査というのは、これまでどおり、厚生労働省で行われるというものである。

2点目の履歴照会・回答システムについては、スライド15の下半分に図を掲載している。左側の連結情報照会者というのがあるが、どなたが、この

連結情報の照会をできるかということについて、図にあるように、そこも支払基金の判断の余地というのではない。法令で規定をされるということであって、具体的には、省令で、主体が明確に定められているということである。

ご指摘をいただいた業務方法書の部分については、申請書にきちんと所要の定められた事項を書いているかどうかと、記入されているかどうかということを確認するという意味で書かせていただいているものである。

(被保険者代表理事)

この第三者提供に当たって一番議論になったのは、民間にも提供できるということになったもので、その中で、民間といってもただ出せるということではなくて、公益性のある用途に限ることとし、目的に照らして判断するということになったと理解している。その判断はどこでやるのかという議論が国会であって透明性が求められるということになったと思っているが、連結情報の提供に当たっての可否判断というのは、厚生労働省ですということによろしいか。

(事務局)

今回の履歴照会・回答システムについては、ここの図にある連結情報、最初の被保険者番号を基に、それを匿名化してIDの形、安全な形で、ここに照会者として書かせていただいているような限定した主体にお出しするという、そのシステムのことをご説明申し上げたものであり、NDBの第三者提供とは直接関係がない仕組みである。まずそれが1点目である。

今回のこの業務方法書等については、今行われているNDBの仕組み、特に今ご指摘をいただいた第三者提供の仕組み、こういったものを全く変更するものではない。直接関係がない仕組みであるということである。

(理事長)

今回のこの連結情報の提供というのは、むしろNDBに提供、格納するに当たって、支払基金がNDBに、現在も健診、レセプト情報といったものを格納しているが、スライド15の右下で言えば、その前に最初の被保険者番号をひもづけをしてIDをつけて格納させていただく。第三者提供というのは、その格納されたNDBの情報を第三者に提供するかどうかということであり、言わばここでやろうとしているのは、NDBに格納する前のひもづけの業務であり、段階が違うことをご理解いただきたい。

(被保険者代表理事)

連結情報照会者が照会してくる情報に対して、支払基金側で連結させて

提供するという事についてだけのことを言っている。連結情報自体の第三者提供というのは、このさらに左側の段階ことと理解すればよいのか。15スライドの図にある、第三者提供するという事については、この図にはないところで、厚生労働省が審査をするという意味でよいのか。

(事務局)

ご指摘をいただいたとおり、今回、業務方法書のご審議をいただいているのは、この図の中の緑色の部分であり、連結情報を提供するまでのところをご説明させていただいた。先ほど理事長から説明させていただいたとおり、連結情報を提供された後で、ここの全く図にはない別の段階で今度はNDBにそれが格納されて、ご指摘いただいたのは、その後のデータ活用の第三者提供の話であるので、全くこの図には出てこない。作業の段階の違う話だにご理解いただければと思う。

(被保険者代表理事)

今回の業務方法書とは関係がないということは理解した。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

他に、質問、意見等がないようであれば、業務方法書の策定等について原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

(理事長)

異議なしと認め、原案のとおり決定し、法令の定めるところにより、厚生労働大臣の認可申請、特別会計規程の基本的事項については承認ということになっているので、所要の手続を行うこととさせていただく。

続きまして、報告事項に入る。

報告事項(1)審査委員会規程、省令の一部改正に伴う審査決定方法等について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

審査委員会規程（省令）の一部改正に伴う審査決定方法等を説明。

（理事長）

それでは、ただいまの審査委員会規程の一部改正に伴う審査決定方法等の報告について、質問、意見等があればご発言ください。

（診療担当者代表理事）

48の審査委員会がこれで行いたいという、もう尊重したということよろしいか。

あともう一つ確認だが、今後、状況によっては、その各審査委員会でやはり変えたいということがあるかと思う。そういうときはどういう手続と決定になるのか。

（事務局）

手続については、基本的に内部の手続で、各支部がこうしたいというところを変えていくことになり、それを厚生労働省に報告するということになる。

（診療担当者代表理事）

厚生労働省に最終的に報告すればよいということか。

（事務局）

最終的に報告することとなる。

（診療担当者代表理事）

了解した。

（理事長）

他に、質問、意見等があればご発言ください。

（質問・意見等なし）

（理事長）

他に、質問、意見等がないようであれば、続いて、報告事項の(2)基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰について、引き続き、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

基金関係功労者に対する厚生労働大臣表彰について説明。

(理事長)

ただいまの厚生労働大臣表彰について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段、質問、意見等がないようであれば、次に、報告事項の(3)令和3事業年度保健医療情報会計収入支出変更予算の認可であるが、スライド38をご覧ください。

これについては、9月の理事会において、健康スコアリングレポートの作成・提供に係る業務を受託するという事で、保健医療情報会計予算を変更し、情報分析活用勘定というものを設けるという予算変更の議決をしていただき、その後、厚生労働大臣認可申請手続を取っていたが、10月29日に認可がされましたので、報告をさせていただきます。

続いて、定例報告に移る。

定例報告の(1)令和3年9月審査分の審査状況について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和3年9月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの令和3年9月審査分の審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段、質問、意見等がないようであれば、定例報告の(2)令和3年10月審査分の特別審査委員会審査状況について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和3年10月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの特別審査委員会審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

議事、報告事項については、以上である。全体を通して質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段、質問、意見等がないようであれば、本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、12月20日月曜日午後3時から開催する予定としているのでよろしくお願い申し上げます。

令和3年11月29日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

被 保 険 者 代 表 理 事 伊 藤 彰 久